

# 水質保全みえ

---

## 浄化槽法改正 特集号

---

発行/社三重県水質保全協会 〒514-0004 津市栄町三丁目119  
 総 務 部 TEL 059-226-2058 FAX 059-227-8402  
 浄化槽法定検査推進室 TEL 059-221-2025 FAX 059-227-8402  
 検 査 部 TEL 059-226-0010 FAX 059-226-8026  
<http://www.mieken-suisituhozenkyokai.or.jp/>

### ■ 浄化槽法改正

- 浄化槽法の一部を改正する法律要綱…………… 2
- 浄化槽法の一部を改正する法律新旧対照表…………… 3～6

### ■ 建築基準法施行令の一部を改正する政令

- 建築基準法施行令の一部を改正する政令要綱…………… 7
- 建築基準法施行令の一部を改正する政令新旧対照条文（抜粋）…………… 7

### ■ 環境省関係浄化槽法施行規則の一部を改正する省令

- 概要と施行期日…………… 8
- 環境省関係浄化槽法施行規則の一部を改正する省令新旧対照表…………… 8～9
- 浄化槽使用廃止届出書（様式第一号）……………10

「浄化槽法の一部を改正する法律」（平成17年法律第47号）は、平成17年5月20日に公布されました。平成18年2月1日から施行されます。改正の要綱と改正条文の新旧対照表は、次のとおりです。

## 浄化槽法の一部を改正する法律要綱

### 第一 目的の改正

この法律の目的において、公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図ることを明示するものとする。 (第一条関係)

### 第二 浄化槽から放流される水の水質についての技術上の基準の創設等

- 一 環境大臣は、浄化槽から公共用水域等に放流される水の水質について、環境省令で、技術上の基準を定めなければならないものとする。 (第四条第一項関係)
- 二 浄化槽の構造基準は、これにより一の技術上の基準が確保されるものとして定められなければならないものとする。 (第四条第三項関係)

### 第三 浄化槽設置後等の水質に関する検査の検査時期の見直し

浄化槽設置後等の水質に関する検査の検査時期を見直し、環境省令で定める期間内に受けなければならないものとする。 (第七条第一項関係)

### 第四 浄化槽の維持管理等に対する監督の強化

- 一 浄化槽の水質に関する検査についての勧告及び命令等 (第七条の二及び第十二条の二関係)
  - 1 都道府県知事は、浄化槽管理者に対し、浄化槽の水質に関する検査を受けることを確保するために必要な指導及び助言をすることができるものとする。
  - 2 都道府県知事は、浄化槽管理者が浄化槽の水質に関する検査を受けていないと認める場合において、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、当該浄化槽管理者に対し、当該検査を受けるべき旨の勧告をすることができるものとする。
  - 3 都道府県知事は、2の勧告を受けた浄化槽管理者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該浄化槽管理者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができるものとする。
- 二 指定検査機関は、浄化槽の水質に関する検査を実施したときは、遅滞なく、環境省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならないものとする。 (第七条第二項及び第十一条第二項関係)
- 三 浄化槽管理者は、浄化槽の使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならないものとする。 (第十一条の二関係)

### 第五 報告徴収及び立入検査に係る規定の整備

- 一 行政庁が行う報告徴収の対象に浄化槽管理者から委託を受けた浄化槽の保守点検を業とする者及び浄化槽管理士を追加するものとする。 (第五十三条第一項第五号関係)
- 二 行政庁が行う立入検査の対象に浄化槽製造業者並びに浄化槽管理者から委託を受けた浄化槽の保守点検を業とする者及び浄化槽管理士を追加するものとする。 (第五十三条第二項関係)

### 第六 罰則

第四の一の3による命令に違反した者及び第四の三による届出をせず、又は虚偽の届出をした者について、所要の罰則を設けるものとする。 (第六十六条の二及び第六十八条関係)

### 第七 その他

- 一 この法律は、平成十八年二月一日から施行するものとする。
- 二 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、改正後の浄化槽法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の浄化槽法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 三 その他所要の規定を整備するものとする。

浄化槽法の一部を改正する法律新旧対照表

○浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>第一章 総則（第一条—第四条）</p> <p>第二章 浄化槽の設置（第五条—<u>第七条の二</u>）</p> <p>第三章 浄化槽の保守点検及び<u>浄化槽の清掃等</u>（第八条—<u>第十二条の二</u>）</p> <p>第四章 浄化槽の型式の認定（第十三条—第二十条）</p> <p>第五章 浄化槽工事業に係る登録（第二十一条—第三十四条）</p> <p>第六章 浄化槽清掃業の許可（第三十五条—第四十一条）</p> <p>第七章 浄化槽設備士（第四十二条—第四十四条）</p> <p>第八章 浄化槽管理士（第四十五条—第四十七条）</p> <p>第九章 条例による浄化槽の保守点検を業とする者の登録制度（第四十八条）</p> <p>第十章 雑則（第四十九条—第五十八条）</p> <p>第十一章 罰則（第五十九条—<u>第六十八条</u>）</p> <p>附 則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、浄化槽の設置、保守点検、清掃及び製造について規制するとともに、浄化槽工事業者の登録制度及び浄化槽清掃業の許可制度を整備し、浄化槽設備士及び浄化槽管理士の資格を定めること等により、<u>公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、もつて生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。</u></p> <p>（浄化槽に関する基準等）</p> <p>第四条 <u>環境大臣は、浄化槽から公共用水域等に放流される水の水質について、環境省令で、技術上の基準を定めなければならない。</u></p> <p><u>2</u> 浄化槽の構造基準に関しては、建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例で定めるところによる。</p> <p><u>3</u> 前項の構造基準は、これにより<u>第一項の技術上の基準が確保されるものとして定められなければならない。</u></p> <p><u>4～8</u> （略）</p> <p>（設置等の届出、勧告及び変更命令）</p> <p>第五条 浄化槽を設置し、又はその構造若しくは規模の変更（国土交通省令・環境省令で定める軽微な変更を除く。<u>第七条第一項</u>において同じ。）をしようとする者は、国土交通省令・環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長とする。第五項、<u>第七条第一項</u>、第五章、第四十八条第四項及び第五十七条を除き、以下同じ。）及び当該都道府県知事を經由して特定行政庁に届け出なければならない。ただし、当該浄化槽に関し、建築基準法第六条第一項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による建築主事の確認を申請すべきとき、又は同法第十八条第二項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定により建築主事に通知すべきときは、この限りでない。</p> <p>2～5 （略）</p>	<p>第一章 総則（第一条—第四条）</p> <p>第二章 浄化槽の設置（第五条—<u>第七条</u>）</p> <p>第三章 浄化槽の保守点検及び<u>浄化槽の清掃</u>（第八条—第十二条）</p> <p>第四章 浄化槽の型式の認定（第十三条—第二十条）</p> <p>第五章 浄化槽工事業に係る登録（第二十一条—第三十四条）</p> <p>第六章 浄化槽清掃業の許可（第三十五条—第四十一条）</p> <p>第七章 浄化槽設備士（第四十二条—第四十四条）</p> <p>第八章 浄化槽管理士（第四十五条—第四十七条）</p> <p>第九章 条例による浄化槽の保守点検を業とする者の登録制度（第四十八条）</p> <p>第十章 雑則（第四十九条—第五十八条）</p> <p>第十一章 罰則（第五十九条—<u>第六十七条</u>）</p> <p>附 則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、浄化槽の設置、保守点検、清掃及び製造について規制するとともに、浄化槽工事業者の登録制度及び浄化槽清掃業の許可制度を整備し、浄化槽設備士及び浄化槽管理士の資格を定めること等により、<u>浄化槽によるし尿等の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。</u></p> <p>（浄化槽に関する基準等）</p> <p>第四条</p> <p style="text-align: center;">浄化槽の構造基準に関しては、建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例で定めるところによる。</p> <p><u>2～6</u> （略）</p> <p>（設置等の届出、勧告及び変更命令）</p> <p>第五条 浄化槽を設置し、又はその構造若しくは規模の変更（国土交通省令・環境省令で定める軽微な変更を除く。<u>第七条</u>において同じ。）をしようとする者は、国土交通省令・環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長とする。第五項、<u>第七条</u>、第五章、第四十八条第四項及び第五十七条を除き、以下同じ。）及び当該都道府県知事を經由して特定行政庁に届け出なければならない。ただし、当該浄化槽に関し、建築基準法第六条第一項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による建築主事の確認を申請すべきとき、又は同法第十八条第二項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定により建築主事に通知すべきときは、この限りでない。</p> <p>2～5 （略）</p>

改正後	改正前
<p><u>(設置後等の水質検査)</u>  <b>第七条</b> 新たに設置され、又はその構造若しくは規模の変更をされた浄化槽については、<u>環境省令で定める期間内に、環境省令で定めるところにより、当該浄化槽の所有者、占有者その他の者で当該浄化槽の管理について権原を有するもの（以下「浄化槽管理者」という。）は、都道府県知事が第五十七条第一項の規定により指定する者（以下「指定検査機関」という。）の行う水質に関する検査を受けなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定検査機関は、前項の水質に関する検査を実施したときは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、環境省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。</u></p> <p><u>(設置後等の水質検査についての勧告及び命令等)</u>  <b>第七条之二</b> 都道府県知事は、前条第一項の規定の施行に関し必要があると認めるときは、浄化槽管理者に対し、同項の水質に関する検査を受けることを確保するために必要な指導及び助言をすることができる。</p> <p>2 都道府県知事は、浄化槽管理者が前条第一項の規定を遵守していないと認める場合において、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、当該浄化槽管理者に対し、相当の期限を定めて、同項の水質に関する検査を受けるべき旨の勧告をすることができる。</p> <p>3 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた浄化槽管理者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該浄化槽管理者に対し、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p>	<p><u>(設置後等の水質検査)</u>  <b>第七条</b> 新たに設置され、又はその構造若しくは規模の変更をされた浄化槽については、<u>その使用開始後六月を経過した日から二月間に、環境省令で定めるところにより、当該浄化槽の所有者、占有者その他の者で当該浄化槽の管理について権原を有するもの（以下「浄化槽管理者」という。）は、環境大臣又は都道府県知事が第五十七条第一項の規定により指定する者（以下「指定検査機関」という。）の行う水質に関する検査を受けなければならない。</u></p>
<p><b>第三章 浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃等</b></p> <p><u>(定期検査)</u>  <b>第十一条 (略)</b>  2 <u>第七条第二項の規定は、前項の水質に関する検査について準用する。</u></p> <p><u>(廃止の届出)</u>  <b>第十一条之二</b> <u>浄化槽管理者は、当該浄化槽の使用を廃止したときは、環境省令で定めるところにより、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。</u></p>	<p><b>第三章 浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃</b></p> <p><u>(定期検査)</u>  <b>第十一条 (略)</b></p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(定期検査についての勧告及び命令等)</u></p> <p><b>第十二条之二</b> 都道府県知事は、<u>第十一条第一項の規定の施行に関し必要があると認めるときは、浄化槽管理者に対し、同項の水質に関する検査を受けることを確保するために必要な指導及び助言をすることができる。</u></p> <p>2 都道府県知事は、<u>浄化槽管理者が第十一条第一項の規定を遵守していないと認める場合において、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、当該浄化槽管理者に対し、相当の期限を定めて、同項の水質に関する検査を受けるべき旨の勧告をすることができる。</u></p> <p>3 都道府県知事は、<u>前項の規定による勧告を受けた浄化槽管理者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該浄化槽管理者に対し、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</u></p> <p><u>(報告徴収、立入検査等)</u></p> <p><b>第五十三条</b> (略)</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 <u>第十条第三項の規定により委託を受けた浄化槽の保守点検を業とする者又は浄化槽管理士</u></p> <p>六～八 (略)</p> <p>2 当該行政庁は、この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、その職員に、<u>前項各号に掲げる者の事務所若しくは事業場又は浄化槽のある土地若しくは建物に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。</u></p> <p>3・4 (略)</p> <p><u>(指定検査機関)</u></p> <p><b>第五十七条</b> 都道府県知事は、<u>当該都道府県の区域において第七条第一項及び第十一条第一項の水質に関する検査の業務を行う者を指定する。</u></p> <p>2 都道府県知事は、<u>前項の指定をしたときは、環境省令で定める事項を当該都道府県の公報に公示しなければならない。</u></p> <p>3 (略)</p>	<p><u>(報告徴収、立入検査等)</u></p> <p><b>第五十三条</b> (略)</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五～七 (略)</p> <p>2 当該行政庁は、この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、その職員に、<u>前項第一号又は第三号から第七号までに掲げる者の事務所若しくは事業場又は浄化槽のある土地若しくは建物に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。</u></p> <p>3・4 (略)</p> <p><u>(指定検査機関)</u></p> <p><b>第五十七条</b> <u>環境大臣は、二以上の都道府県の区域において第七条及び第十一条の水質に関する検査の業務を行う者を、都道府県知事は、一の都道府県の区域において当該業務を行う者を指定する。</u></p> <p>2 <u>環境大臣又は都道府県知事は、前項の指定をしたときには、環境省令で定める事項を、環境大臣にあつては官報に、都道府県知事にあつては当該都道府県の公報に公示しなければならない。</u></p> <p>3 (略)</p>

改正後	改正前
<p><b>第六十四条</b> 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一～九 (略)</p> <p>十 第五十三条第一項(第七号又は第八号に係る部分を除く。)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者</p> <p>十一 第五十三条第二項(同条第一項第七号又は第八号に掲げる者に係る部分を除く。以下この号において同じ。)の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同条第二項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者</p>	<p><b>第六十四条</b> 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一～九 (略)</p> <p>十 第五十三条第一項(第六号又は第七号に係る部分を除く。)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者</p> <p>十一 第五十三条第二項(同条第一項第六号又は第七号に掲げる者に係る部分を除く。以下この号において同じ。)の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同条第二項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者</p>
<p><b>第六十五条</b> 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定試験機関又は指定講習機関の役員及び職員は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 第五十三条第一項(第七号又は第八号に係る部分に限る。)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>四 第五十三条第二項(同条第一項第七号又は第八号に掲げる者に係る部分に限る。以下この号において同じ。)の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同条第二項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。</p>	<p><b>第六十五条</b> 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定試験機関又は指定講習機関の役員及び職員は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 第五十三条第一項(第六号又は第七号に係る部分に限る。)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>四 第五十三条第二項(同条第一項第六号又は第七号に掲げる者に係る部分に限る。以下この号において同じ。)の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同条第二項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。</p>
<p><b>第六十六条の二</b> <u>第七条の二第三項又は第十二条の二第三項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の過料に処する。</u></p>	
<p><b>第六十七条</b> 次の各号のいずれかに該当する者は、<u>二十万円</u>以下の過料に処する。</p> <p>一～四 (略)</p>	<p><b>第六十七条</b> 次の各号のいずれかに該当する者は、<u>十五万円</u>以下の過料に処する。</p> <p>一～四 (略)</p>
<p><b>第六十八条</b> <u>第十一条の二の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五万円以下の過料に処する。</u></p>	

建築基準法施行令の一部を改正する政令が平成17年7月21日に公布されました。改正の要綱と新旧対照条文（抜粋）は、次のとおりです。

建築基準法施行令の一部を改正する政令要綱

- 一 浄化槽法の規定により尿尿浄化槽又は合併処理浄化槽からの放流水について一定の技術上の基準が定められた場合における尿尿浄化槽及び合併処理浄化槽の汚物処理性能に関する技術的基準の特例を定めるものとする。 (第三十二条関係)
- 二 防火設備等が閉鎖又は作動をするに際して、当該防火設備等の周囲の人の安全を確保することができるものとする。 (第一百二十二条関係)
- 三 その他所要の改正を行うものとする。
- 四 この政令は、平成十七年十二月一日（第一号関係にあっては平成十八年二月一日）から施行するものとする。

建築基準法施行令の一部を改正する政令新旧対照条文（抜粋）

○建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>(法第三十一条第二項等の規定に基づく汚物処理性能に関する技術的基準)</p> <p><b>第三十二条</b> 尿尿浄化槽の法第三十一条第二項の政令で定める技術的基準及び合併処理浄化槽（尿尿と併せて雑排水を処理する浄化槽をいう。以下同じ。）について法第三十六条の規定により定めるべき構造に関する技術的基準のうち処理性能に関するもの（以下「汚物処理性能に関する技術的基準」と総称する。）は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>放流水</u>に含まれる大腸菌群数が、一立方センチメートルにつき三千個以下とする性能を有するものであること。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>次の各号に掲げる場合における汚物処理性能に関する技術的基準は、第一項の規定にかかわらず、通常の使用状態において、汚物を当該各号に定める基準に適合するよう処理する性能及び同項第二号に掲げる性能を有するものであることとする。</u></p> <p>一 <u>水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第三条第一項又は第三項の規定による排水基準により、尿尿浄化槽又は合併処理浄化槽からの放流水について、第一項第一号の表に掲げる生物化学的酸素要求量に関する基準より厳しい基準が定められ、又は生物化学的酸素要求量以下の項目に関しても基準が定められている場合 当該排水基準</u></p> <p>二 <u>浄化槽法第四条第一項の規定による技術上の基準により、尿尿浄化槽又は合併処理浄化槽からの放流水について、第一項第一号の表に掲げる生物化学的酸素要求量に関する基準より厳しい基準が定められ、又は生物化学的酸素要求量以外の項目に関しても基準が定められている場合 当該技術上の基準</u></p> <p>(以下略)</p>	<p>(法第三十一条第二項等の規定に基づく汚物処理性能に関する技術的基準)</p> <p><b>第三十二条</b> 尿尿浄化槽の法第三十一条第二項の政令で定める技術的基準及び合併処理浄化槽（尿尿と併せて雑排水を処理する浄化槽をいう。以下同じ。）について法第三十六条の規定により定めるべき構造に関する技術的基準のうち処理性能に関するもの（以下「汚物処理性能に関する技術的基準」と総称する。）は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>排水</u>に含まれる大腸菌群数が、一立方センチメートルにつき三千個以下とする性能を有するものであること。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第三条第一項又は第三項の規定により、同法第二条第一項に規定する公共用水域に放流水を排出する尿尿浄化槽又は合併処理浄化槽に関して、第一項の表に掲げる生物化学的酸素要求量についての基準より厳しい排水基準が定められ、又は生物化学的酸素要求量以外の項目についても排水基準が定められている場合における汚物処理性能に関する技術的基準は、第一項の規定にかかわらず、通常の使用状態において、汚物を当該排水基準に適合するよう処理する性能及び同項第二号に掲げる性能を有するものであることとする。</u></p>

環境省より平成17年9月26日に「環境省関係浄化槽法施行規則の一部を改正する省令」が公布されました。施行期日は法の施行日と同じ平成18年2月1日です。改正の概要、新旧対照表、及び、浄化槽使用廃止届書（様式第一号）は、次のとおりです。

1. 概要

- (1) 浄化槽からの放流水の水質基準について  
BOD20mg/L以下及びBOD除去率90%以上
- (2) 第7条検査（設置後等の水質検査）の検査時期について  
使用開始後3ヶ月を経過した日から5ヶ月間
- (3) 指定検査機関から都道府県への検査結果の報告について
  - ①報告時期：毎月末までにその前月中に実施した検査について報告
  - ②報告内容：検査を行った年月日、浄化槽管理者の氏名・住所、浄化槽の設置場所、検査結果 等
- (4) 浄化槽の使用の廃止の届出について 等

2. 施行期日

平成18年2月1日

（※平成17年9月26日付け、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課浄化槽推進室、環境省関係浄化槽法施行規則の一部を改正する省令の公布について（お知らせ）より抜粋。）

環境省関係浄化槽法施行規則の一部を改正する省令新旧対照表

○環境省関係浄化槽法施行規則（昭和五十九年厚生省令第十七号）（抄） （下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（放流水の水質の技術上の基準）</p> <p><u>第一条の二</u> 法第四条第一項の規定による浄化槽からの放流水の水質の技術上の基準は、浄化槽からの放流水の生物学的酸素要求量が一リットルにつき二十ミリグラム以下であること及び浄化槽への流入水の生物学的酸素要求量の数値から浄化槽からの放流水の生物学的酸素要求量の数値を減じた数値を浄化槽への流入水の生物学的酸素要求量の数値で除して得た割合が九十パーセント以上であることとする。ただし、みなし浄化槽については、この限りでない。</p>	
<p>（保守点検の技術上の基準）</p> <p><u>第二条</u> 法第四条第七項の規定による浄化槽の保守点検の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 浄化槽の正常の機能を維持するため、次に掲げる事項を点検すること。</p> <p>イ <u>第一条</u>の準則の遵守の状況</p> <p>ロ～へ (略)</p> <p>二～十八 (略)</p>	<p>（保守点検の技術上の基準）</p> <p><u>第二条</u> 法第四条第五項の規定による浄化槽の保守点検の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 浄化槽の正常の機能を維持するため、次に掲げる事項を点検すること。</p> <p>イ <u>前条</u>の準則の遵守の状況</p> <p>ロ～へ (略)</p> <p>二～十八 (略)</p>
<p>（清掃の技術上の基準）</p> <p><u>第三条</u> 法第四条第八項の規定による浄化槽の清掃の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一～十三 (略)</p>	<p>（清掃の技術上の基準）</p> <p><u>第三条</u> 法第四条第六項の規定による浄化槽の清掃の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一～十三 (略)</p>
<p>（設置後等の水質検査の内容等）</p> <p><u>第四条</u> 法第七条第一項の環境省令で定める期間は、使用開始後三月を経過した日から五月間とする。</p> <p><u>2</u> 法第七条第一項の規定による設置後等の水質検査の項目、方法その他必要な事項は、環境大臣が定めると</p>	<p>（設置後等の水質検査の内容等）</p> <p><u>第四条</u></p> <p>法第七条の規定による設置後等の水質検査の項目、方法その他必要な事項は、環境大臣が定めるところに</p>



改正後	改正前
<p>ころによるものとする。  <u>3 (略)</u></p> <p>(設置後等の水質検査の報告)  <b>第四条の二</b> 法第七条第二項の規定による報告は、毎月  <u>末までに、その前月中に実施した設置後等の水質検査          について行わなければならない。</u></p> <p><u>2</u> 法第七条第二項の環境省令で定める事項は、次のと          おりとする。  <u>一 設置後等の水質検査を行つた年月日</u>  <u>二 浄化槽管理者の氏名又は名称及び住所</u>  <u>三 設置場所</u>  <u>四 法第十三条第一項又は第二項の認定を受けている          浄化槽にあつては、当該浄化槽を製造した者の氏名          又は名称及び浄化槽の名称</u>  <u>五 浄化槽工事及び保守点検を行つた者の氏名又は名          称 (設置後等の水質検査の前に清掃を行つた場合に          あつては、当該清掃を行つた者の氏名又は名称を含む。)</u>  <u>六 設置後等の水質検査の結果 (浄化槽の機能に障害          が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合          にあつては、その原因を含む。)</u></p> <p>(定期検査の内容等)  <b>第九条</b> 法第十一条第一項の規定による定期検査の項目、          方法その他必要な事項は、環境大臣が定めるところに          よるものとする。  <u>2 (略)</u></p> <p>(定期検査の報告)  <b>第九条の二</b> 第四条の二の規定は、法第十一条第二項に          おいて準用する法第七条第二項の規定による報告につ          いて準用する。この場合において、第四条の二中「設          置後等の水質検査」とあるのは「定期検査」と、同条          第二項第五号中「浄化槽工事及び保守点検を行つた者          の氏名又は名称 (設置後等の水質検査の前に清掃を行          つた場合にあっては、当該清掃を行つた者の氏名又は          名称を含む。)」とあるのは「前回の定期検査 (定期検          査を受けたことのない浄化槽にあつては、設置後等の          水質検査) の後に保守点検及び清掃を行つた者の氏名          又は名称」と読み替えるものとする。</p> <p>(廃止の届出)  <b>第九条の三</b> 法第十一条の二の規定による届出は、様式  <u>第一号の届出書を提出することにより行うものとする。</u></p> <p>(標識の記載事項等)  <b>第十三条 (略)</b>  <u>2</u> 法第三十九条の規定により浄化槽清掃業者が掲げる          標識は、<u>様式第一号の二</u>によるものとする。</p> <p><u>様式第一号</u> (第九条の三関係)</p> <p><u>様式第一号の二</u> (第十三条関係)</p>	<p>よるものとする。  <u>2 (略)</u></p> <p>(定期検査の内容等)  <b>第九条</b> 法第十一条の規定による定期検査の項目、方法          その他必要な事項は、環境大臣が定めるところによる          ものとする。  <u>2 (略)</u></p> <p>(標識の記載事項等)  <b>第十三条 (略)</b>  <u>2</u> 法第三十九条の規定により浄化槽清掃業者が掲げる          標識は、<u>様式第一号</u>によるものとする。</p> <p><u>様式第一号</u> (第十三条関係)</p>

様式第一号（第九条の三関係）

### 浄化槽使用廃止届出書

年 月 日

都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長）

殿

届出者

住所

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

印

電話番号

浄化槽の使用を廃止したので、浄化槽法第11条の2の規定により、次のとおり届け出ます。

1 設置場所の地名番地	
2 使用廃止の年月日	年 月 日
3 処理の対象	①し尿のみ ②し尿及び雑排水
4 廃止の理由	
※事務処理欄	
(注意) 1 ※欄には、記載しないこと。 2 3欄は、該当する事項を○で囲むこと。	

備考 1 記名押印に代えて、署名することができる。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

